



# 肥料高騰対策事業のご案内



肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。  
(化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その**7割**を支援金として交付)



## 支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月末までに購入した肥料(本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料)が対象です。

## 申請に必要なもの

次の2つがあれば申請できます。

- 1 本年秋肥(令和4年6月~10月に注文)、来年春肥(令和4年11月~令和5年5月に注文)の購入価格がわかるもの(領収書、発注書など)  
( 本年秋肥と来年春肥は、それぞれをまとめて、別々に申請してください。 )  
注文票のほか、領収書または請求書が必要です。
- 2 化学肥料低減に向けた取組に2つ以上取り組むこと  
(チェックシートで申告。)

## 申請方法

令和5年6月30日(金)までに、余市町農業協同組合まで必要書類を揃えて申請して下さい。

- ( 【お問合せ先】 )
- ・余市町農業協同組合 営農課 TEL:0135-23-3121
  - ・余市町総合政策部農林水産課 TEL:0135-21-2123



制度の詳細はこちらからご確認下さい。

※農林水産省ホームページ

肥料価格高騰対策事業

